

別表 12 確認申請書への添付により省エネ適判が省略されるもの（第 2 条関係）

| 根拠法令                    |                                   | 確認申請書への添付書類      |
|-------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 第 16 条<br>第 18 条第 1 項             | 大臣認定書            |
|                         | 第 29 条<br>第 30 条第 8 項             | 性能向上計画認定書        |
| 住宅の品質確保の促進等に関する法律       | 第 5 条<br>省エネ規則第 2 条第 1 項          | 設計住宅性能評価書        |
|                         | 第 6 条の 2 第 1 項<br>省エネ規則第 2 条第 1 項 | 長期使用構造等確認書       |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律      | 第 5 条<br>省エネ規則第 2 条第 1 項          | 長期優良住宅建築等計画認定通知書 |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律        | 第 53 条<br>第 54 条第 8 項             | 低炭素建築物新築等計画認定書   |

注 1) 省エネ規則とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）をさす。